

令和8年5月20日

利用者の皆様

(公財)富山県文化振興財団

県立文化ホールの利用料金の改定について

このたび、富山県条例の改正に伴い県立文化ホール（県民会館、教育文化会館、高岡文化ホール、県民小劇場、新川文化ホール）の利用料金を下記のとおり改定することとなりましたので、お知らせいたします。

記

- 1 対象施設 県民会館(内山邸・金岡邸含む)、教育文化会館、高岡文化ホール、
県民小劇場、新川文化ホール(富山県施設のみ)
- 2 改定内容 概ね10%値上げ
- 3 改定日 令和8年7月1日
- 4 その他
 - (1) 利用料金の計算方法を一部変更しますので、利用施設、利用内容によって改定内容が異なります。
 - (2) 改定日（令和8年7月1日）以降のご利用であっても、改定日より前に承認されたものについては、従前の料金でご利用いただけます。
 - (3) 附属設備利用料金は改定されません。
 - (4) 令和9年4月から受付開始日(抽選日)を13か月前の月の末日（休館日の場合は次の開館日）に変更します。

※詳しくは、各施設の窓口までお問合せください。